

2024年2月2日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 小 僧 寿 し 代 表 者 名 代表取締役社長 森下 將典 (コード番号:9973 STANDARD) 問 合 せ 先 取締役管理本部長 毛利 謙久 (TEL. 03-4586-1122)

## 第三者割当により発行される行使価額修正条項付第 14 回新株予約権及び 無担保社債(私募債)の払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年1月17日付の取締役会において決議した、割当先をマッコーリー・バンク・リミテッド(以下「割当先」といいます。)とする、第三者割当の方法による第14回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)及び第1回無担保社債(私募債)(以下「本社債」といいます。)の発行に関して、2024年2月2日に発行価額の総額の払込みが完了したことを確認致しましたので、お知らせ致します。

なお、本新株予約権発行及び本社債発行に関する詳細につきましては、2024 年 1 月 17 日公表の「第三者割当による行使価額修正条項付第 14 回新株予約権及び無担保社債(私募債)の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

## 1) 第三者割当による本新株予約権及び本社債の発行の概要

## <本新株予約権発行条件の概要>

(1)	割当日	2024年2月2日
(2)	発行新株予約権数	340,000 個
(3)	発行価額	総額 5, 100, 000 円(新株予約権 1 個当たり 15 円)
(4)	当該発行による 潜在株式数	34,000,000 株 (本新株予約権1個につき100 株) 本新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権に係る下限行使価額は10円(以下「下限行使価額」といいます。)ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数(新株予約権の目的となる株式の総数)は34,000,000株です。
(5)	調達資金の額	630, 700, 000 円(注)
(6)	行使価額及び行使価額 の修正条件	当初行使価額 18.4円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、最初に当該通知を受領した日を除きます。)(以下「修正日」といいます。)以降、各修正日の前取引日(以下に定義します。但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいう。)又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の4取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とします。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含みます。)には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。

		よる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。
		また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8)	割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
(9)	権利行使期間	2024年2月5日~2027年2月4日
(10)	その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件として、本新株予約権に関する買取契約(以下「本買取契約」という。)を締結しました。本買取契約においては、以下の内容を定めております。 ・当社による本新株予約権の取得に係る請求 本買取契約において、当社が発行した社債を割当先又はその関連会社が保有する期間を除き、会社法上の規定に従い、当社取締役会の決議により、残存する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができるものとしています。 ・割当先による本新株予約権の取得に係る請求 割当先に一定期間の当社普通株式の出来高加重平均価格が本買取契約で定める水準を下回った場合、又は一定期間の当社普通株式の平均日時売買代金額が本買取契約で定める水準を下回った場合、又は一定期間の当社普通株式の平均日時売買代金額が本買取契約で定める水準を下回った場合等には、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該時点で残存する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に当該本新株予約権を取得することとしています。 また、当社は上記(9)に記載する権利行使期間の末日に、当該時点で残存する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権の全部を取得いたします。 ・本新株予約権の譲渡制限 割当先は、本買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、割当先とその関連会社間で譲渡する場合を除き、当社取締役会の承認を要します。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額(18.4円)で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

## <本社債の概要>

(1)	名称	株式会社小僧寿し第1回無担保社債	
(2)	社債の総額	金 200, 000, 000 円	
(3)	各社債の金額	金 5, 000, 000 円	
(4)	払込期日	2024年2月2日	
(5)	償還期日	2025年2月3日	
(6)	利率	0%	
(7)	発行価額	額面 100 円につき金 100 円	
(8)	償還価額	額面 100 円につき金 100 円	
(9)	償還方法	本社債買取契約上、本社債権者は、本社債発行日より6か月間は、当社に対し遅くとも5取引日前までに通知をすることで、本社債の償還金額の累計額が本新株予約権の行使により割当先から当社に払い込まれた金額の累計額を超えない範囲でのみ、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを求めることができるものとしております。また、本社債権者は、本社債発行日より6か月を経過後	

	は、当社に対し遅くとも5取引日前までに通知をすることで、償還金額の上限なく、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを求めることができるものとしております。当社は、本社債権者に対し遅くとも20営業日前までに通知をすることで、いつでも、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを本社債権者に対して請求することができます。本新株予約権の発行要項に規定される取得事由が生じた場合や当社が割当先より本新株予約券の買取請求を受けた場合、本第三者割当契約に従って同契約が解除された場合等には、当社はその時点で残存する本社債の元本の全部又は一部を期限前償還するものとしております。
(10) 総額引受人	マッコーリー・バンク・リミテッド

以上